



三菱ガス化学株式会社

2013年8月9日

コエンザイムQ10に関する当社への米国における訴訟等の終了について

三菱ガス化学株式会社（本社：東京都千代田区、社長：倉井敏磨）は、米国に輸出されたコエンザイムQ10の製造方法が、株式会社カネカ（本社：大阪市北区、社長：菅原公一。以下、「カネカ社」。）の米国特許第7910340号を侵害する、として、2011年、カネカ社より、米国国際貿易委員会（以下「ITC」。）において、輸入差止めの申立てをされておりました。

また、当社は、米国カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所においても、カネカ社より、上記米国特許権に基づく訴訟を提起されておりました。この訴訟は、ITCの手続が継続している間、中止されておりました。

当社は、米国及び日本の法律事務所を起用し、当社はカネカ社の米国特許権を侵害していない、との主張をしてきました。

その結果、2012年11月29日付けで、当社の製造方法は当該特許に対して非侵害であると認めるITCの最終決定がなされ、この通り確定しました。

また、米国カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所におけるカネカ社の当社に対する訴訟は、カネカ社により取り下げられ、2013年7月19日に当該取下げを認める裁判所命令が出されました。

これらにより、当社のコエンザイムQ10に関する米国における訴訟等は、全て終了いたしました。

<本件に関するお問い合わせ先>

広報 IR 部 TEL : 03-3283-5041